

愛川町立保育所条例(昭和62年条例第22号)新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>○愛川町立保育所条例</p> <p style="text-align: right;">昭和62年 3 月28日 条例第22号</p> <p style="text-align: right;">改正 平成10年 3 月30日条例第 8 号 平成26年 9 月26日条例第14号 平成27年 3 月27日条例第11号</p> <p>（趣旨）</p> <p>第 1 条 この条例は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)の規定に基づき、保育所の設置及び保育所における保育の実施その他の管理に関し必要な事項を定める。</p> <p style="text-align: center;">（平10条例 8 ・ 一部改正）</p> <p>（設置）</p> <p>第 2 条 本町に保育所を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>【別記1 参照】</p>	<p>○愛川町立保育所条例</p> <p style="text-align: right;">昭和62年 3 月28日 条例第22号</p> <p style="text-align: right;">改正 平成10年 3 月30日条例第 8 号 平成26年 9 月26日条例第14号 平成27年 3 月27日条例第11号</p> <p>（趣旨）</p> <p>第 1 条 この条例は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)の規定に基づき、保育所の設置及び保育所における保育の実施その他の管理に関し必要な事項を定める。</p> <p style="text-align: center;">（平10条例 8 ・ 一部改正）</p> <p>（設置）</p> <p>第 2 条 本町に保育所を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>【別記1 参照】</p>

【別記1】

現行

名称	位置
愛川町立半原保育園	愛川町半原4,495番地の1
愛川町立田代保育園	愛川町田代323番地
愛川町立高峰保育園	愛川町三増773番地
愛川町立中津保育園	愛川町中津544番地
愛川町立春日台保育園	愛川町春日台2丁目11番地の3
愛川町立中津南保育園	愛川町中津3,893番地

改正後（案）

名称	位置
愛川町立半原保育園	愛川町半原4,495番地の1
愛川町立高峰保育園	愛川町三増773番地
愛川町立中津保育園	愛川町中津544番地
愛川町立春日台保育園	愛川町春日台2丁目11番地の3
愛川町立中津南保育園	愛川町中津3,893番地